久留米市長 原 口 新 五 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会 会長 神 原 和 宏

答 申 書

令和4年10月17日付け4教 I 第168号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

教育機関向けに提供されるクラウドを活用した教育システムの導入について

- 1 校務支援システムで管理している久留米市立小学校・中学校・特別支援学校の児童生徒 に関する個人情報を目的外利用することの公益上の必要性の有無(条例第9条第3項第4 号)について
- 2 個人情報を民間事業者が運用・管理するクラウドサーバとオンライン結合等を行うこと の公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)につい て

【住民税非課税世帯等給付金プロジェクト】

2 審議会の意見

校務支援システムで管理している久留米市立小学校・中学校・特別支援学校の児童生徒に 関する個人情報を目的外利用することについては、公益上の必要性がある。

また、個人情報を民間事業者が運用・管理するクラウドサーバとオンライン結合等を行うことについても、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはない。

3 承認日

令和4年10月31日